



令和2年度三次藩札加盟店登録の注意事項

◇ 昨年度までの三次藩札は使用・換金できません。

誤って受け取っても換金できません。(発行者は一切責任を負いません)

◇ 三次藩札の利用対象にならないもの

1. 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、純金などの換金性の高いもの
2. 電子マネーやプリペイドカードなどへの入金
3. 株式、先物、保険、宝くじなどの金融商品
例) 自動車購入や車検時に支払う自賠責保険など
例) コンビニ等で支払う国民健康保険料など
4. 事業活動に伴い発生する費用への支払い
例) 買掛金の支払い
例) 社用車(営業用車両)等の燃料代
5. 国や地方公共団体への支払い及び公共料金などの支払い
例) 自動車購入時や車検時に支払う重量税・取得税・自動車税など
例) コンビニ等で支払う自動車税、固定資産税、住民税など
例) 電気料金、ガス料金、上下水道料金等の支払い(メーター管理されているもの)
6. 売掛金への充当
例) 8月16日以前に消費者へ販売、サービスを提供したものに対し、8月17日以降、三次藩札で受け取ること
7. 加盟店が購入した商品券をそのまま換金する行為、第三者から預かった商品券を代理換金する行為

その他、商品券の取扱、加盟店登録についてご不明な点等ありましたら、三次商工会議所または三次広域商工会へご相談ください